

議案第 28 号

朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市体育施設設置及び管理条例（昭和 57 年朝霞市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表青葉台公園テニスコートの部中「9 月 30 日」を「11 月 30 日」に、「10 月 1 日から 12 月 27 日」を「12 月 1 日から同月 27 日」に改め、同表内間木公園テニスコートの部中「9 月 30 日」を「11 月 30 日」に、「10 月 1 日から 12 月 27 日」を「12 月 1 日から同月 27 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

朝霞市長 富岡 勝則